平成２７年（フ）第２１７号
金沢市泉本町４丁目88番地６
債務者　黒崎　道子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北尾　美帆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第６７１号
京都市西京区下津林中島町１番地52
債務者　中野　雅之
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑中　宏夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２０６号
函館市人見町16番４号
債務者　藤島　　怜
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２１０号
函館市榎本町12番24号
債務者　工藤しおり
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２１５号
函館市田家町20番33号
債務者　吉田　タミ
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２５７号
相模原市中央区千代田７丁目２番19号　美よしコーポ106
債務者　名古屋淳生
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２６５号
相模原市中央区相模原３丁目１番14号　ステップⅠ202号室
債務者　太田美和子
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２７２５号
大阪府寝屋川市高柳５丁目32番27号（202号）
債務者　木原　正詔
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８４７号
大阪府東大阪市太平寺１丁目９番15号
債務者　平本　大士
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１７４号
大阪市平野区長吉長原４丁目３番２―606号
債務者　岡本　真弓
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１９３号
大阪市旭区大宮１丁目14番21号ソシオコート千林大宮701
債務者　宮本　健吾
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４９９号
大阪府枚方市新之栄町18番１号
債務者　宮丘　節子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５０２号
大阪府豊中市中桜塚５丁目10番13―201号
債務者　岡田　五月
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６４号
島根県出雲市十六島町429番地
債務者　錦建設こと　錦織　健司
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第６９号
島根県出雲市今市町1263番地15
債務者　岩田　　貢
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第６３号
山口県宇部市大字東須恵2049番地１ガーデンハイムＢ棟103号、従前の住所愛知県岡崎市福岡町字新町52番地８
債務者　山口　文睦
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第７０号
山口県宇部市西平原２丁目11番31号
債務者　齊藤　範子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第９７号
岡山県倉敷市中島2125番地
債務者　渡邉安都子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係